

旧警戒区域（富岡町）から避難した申立人らのうち、知的障害を持ち常時介護が必要となる者（X1）の日常生活阻害慰謝料について、月10割の増額が認められた事例（増額分のうち24万円は別途受領済み）。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1、申立人X2、申立人X3及び申立人X4（以下、上記4名をあわせて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、平成23年3月11日から平成24年11月末日までの別紙の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

### 第2 和解金額

被申立人は、X1に対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として金4,000,000円の支払義務があることを認める。

被申立人は、X2に対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として金398,824円の支払義務があることを認める。

被申立人は、X3に対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として金260,000円の支払義務があることを認める。

被申立人は、X4に対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として金260,000円の支払義務があることを認める。

### 第3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、金2,472,000円を支払い済みであることを確認する。

### 第4 支払方法

（省略）

### 第5 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項別紙記載の損害項目のうち、介護によって増加した生活費（同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

### 第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が記名押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年9月27日

(仲介委員 田中俊充)

別紙

| 申立人X1について  |           |
|------------|-----------|
| 損害項目       | 金額        |
| 避難慰謝料      | 2,120,000 |
| 精神的損害(増額分) | 1,880,000 |
| 合計         | 4,000,000 |

| 申立人X2について     |         |
|---------------|---------|
| 損害項目          | 金額      |
| 介護によって増加した生活費 | 138,824 |
| 介護に伴う費用       | 260,000 |
| 合計            | 398,824 |

| 申立人X3   |         |
|---------|---------|
| 損害項目    | 金額      |
| 介護に伴う費用 | 260,000 |
| 合計      | 260,000 |

| 申立人X4   |         |
|---------|---------|
| 損害項目    | 金額      |
| 介護に伴う費用 | 260,000 |
| 合計      | 260,000 |

|       |           |
|-------|-----------|
| 損害額合計 | 4,918,824 |
| 既払金   | 2,472,000 |
| 合計    | 2,446,824 |